

まん延防止等重点措置実施区域における対策

区 域	神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) ※今後の感染状況によっては、地域の追加を検討	神戸地域、阪神南地域を除く地域 (但し、②の営業時間短縮要請は、阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域)	資料 番号																								
期 間	4月 5日(月) から 5月 5日(水) まで		—																								
①外出 自粛等	<p>・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 〔特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく〕</p> <p>・不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請</p> <p>・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 特に若者への自粛を強く要請</p> <p>・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請</p> <p>・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>																										
②施設の 使用制限	<p>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月5日から 5月5日まで</td> <td>神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで:5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 【中小企業の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">前年度又は前々年度の1日当たり売上高</td> <td style="width: 25%;">～10万円</td> <td style="width: 25%;">10～25万円</td> <td style="width: 25%;">25万円～</td> </tr> <tr> <td>協力金の金額</td> <td>4万円/日</td> <td>4～10万円/日 ※売上高の4割</td> <td>10万円/日</td> </tr> </table> <p>【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額:1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)</p> <p>支給額:1日あたり4～20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源:国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 〔特措法第31条の6第1項に基づく〕</p> <p>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 〔特措法第31条の6第1項に基づく〕 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕 	4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設		前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～	協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日	<p>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月5日から 4月21日まで</td> <td>阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで:5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 支給額:1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源:国負担80%、 県負担20%×2/3、 市町負担20%×1/3 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <p>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕 	4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設		7
	4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)																									
施設	内容																										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)																										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設																											
前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～																								
協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日																								
4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)																										
施設	内容																										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設																											

	<p>・特措法によらない協力依頼</p> <table border="1" data-bbox="252 159 847 454"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 159 459 192">多数利用施設</th> <th data-bbox="459 159 847 192">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 192 459 320">劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等</td> <td data-bbox="459 192 847 320"> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 320 459 454">物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等</td> <td data-bbox="459 320 847 454"> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 				
多数利用施設	内容										
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 										
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 										
③ イベントの開催制限	<p>・イベントの開催要件</p> <table border="1" data-bbox="236 551 1256 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 551 865 584">区分</th> <th data-bbox="865 551 1046 584">収容率</th> <th data-bbox="1046 551 1256 584">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 584 865 696">大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td data-bbox="865 584 1046 696">100%以内(※1)</td> <td data-bbox="1046 584 1256 696" rowspan="2">5,000人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 696 865 779">大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td data-bbox="865 696 1046 779">50%*以内(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 席がない場合は適切な間隔を確保 ※2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保。 * 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある) (注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	区分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内(※1)	5,000人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内(※2)		—
区分	収容率	人数上限									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内(※1)	5,000人以下									
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内(※2)										
④ 出勤抑制	<p>・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレ^レ会議などの推進を要請</p>		—								
⑤ 重点検査の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・措置区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施 ・高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底 ・繁華街・歓楽街、事業所群(建設現場、工場の寮等)、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充(国事業への協力) ・措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施 	同左	3								
⑥ 医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行 ・感染者急増時の緊急的的患者対応への切り替えに向けた準備(医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等) 		3								
⑦ 見回り等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等における営業時間短縮及び、アクリル板の設置など業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策(*)の徹底を図るため、見回り活動を強化 <p>〔*アクリル板等(パーティション)の設置(又は座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等〕</p>	—	5 6								
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進 		—								

県内主要駅における人出の動向

- 15時時点では、緊急事態措置開始前後で概ね横ばいであったが、2月下旬以降増加傾向。特に三宮では、直近1週間（4月2日（金）～4月8日（木））は、措置開始直後（1月14日（木）～20日（水））比で10%増
- 22時時点では、措置開始直後は三宮で6～7割減など都市部で減少し、その後、概ね横ばいであったが、緊急事態措置解除後、増加。一方、まん延防止措置開始後は、再び減少に転じている。

直近1週間（累計）の増加率
（緊急事態措置開始直後1週間（累計）比）

	15時時点	22時時点
三宮周辺（西側）	+10%	+30%
山陽姫路駅北	+10%	+24%
阪神尼崎駅周辺	+3%	+5%

【県内3地点（三宮駅、阪神尼崎駅、山陽姫路駅）における人出の動向】

